平成 27 年 7 月 30 日

要綱第3号様式

都市長

事業者排出量削減報告書

東京都豊島区東池名	くにあっては、主にも事務所の所仕地)		株式会社 代表取締	大名 ファミリ 6役社長 中 3-3989-7658	ーマー	(は,名称及(ト	八衣有名	1)
主たる業種	コンビニエンスストア (飲食料品を中心とするものに限る)					細分類番号	5 8	9 1
		▽ ア				神刀短笛ケ	0 0	9 1
事業者の区分	1項第6号 □ イ又はウ							
計画期間	平成26年4月から平成29年3月まで							
基 本 方 針	平成25年度を基準に温室効果ガス排出量を原単位あたり年1%削減する。							
計画を推進するた めの体制	代表取締役をトップとする環境マネジメントシステムにより、平成25年度を基準とする実行計画の進捗管理を 実施する。							
温室効果ガスの排 出の量	温室効果ガスの排出の量	基準年度 (25) 年度	第1年 (26) 4		年度 年度	第3年度 (28) 年度	増減	率
	事業活動に伴う排出の量		13, 446. 8	トン	トン	トン	9. 2	パーセント
	評価の対象となる排出の量	12, 317. 5	13, 441. 3	トン	トン	トン	9. 1	パーセント
	実績に対する自己評価	店舗数増加により:	増加となった	た。				
原単位当たりの温 室効果ガス排出量 等	事業の用に供す る建築物の用途 原 単 位 の 指 標	基準年度 (25) 年度	第1年(26)4		年度 年度	第3年度 (28)年度	増減	、率
	店舗 事業活動に伴う排出の量 (1店舗あたり)	85. 53	85	5. 02			-0.60	パーセント
	<u>事業活動に伴う排出の量</u> ()							パーセント
	実績に対する自己評価 新店、改装店において、LEDファザード看板や冷凍冷蔵機などの省エネ機器の導入や省エネ10½条の徹底などによる店舗オペレーション改善等の取組みを推進したが、目標未達成となった。							
丢 上 仙 17 日		基準年度 (25) 年度	第1年(26) 4		年度 年度	第3年度 (28)年度	備	考
重点的に実施する取組の実施状況			150. 0	パーセント	パーセント	パー セント		
具体的な取組及び措置の内容	(26) 年度	新店、改装店への	省エネルギー	一設備投資による	5温室効果	ガス削減に対する	取組みを実施	iした。
	(27) 年度							
	(28) 年度							
通勤における自己 の自動車等を使用 することを控えさ	措置の内容	会議体実施日については、公共交通機関の使用を推奨。						
せるために実施した措置	上記の措置を実施した結果に対する自 己評価	会議体実施日については、公共交通機関の使用を実施した。						
森林の保全及び整備,再生可能エネルギーの利用その他の地球温暖化対策により削減した量	区 分	第1年度 (26)年度	Ę	第2年度 (27)年度		第3年度 (28) 年度	備	考
	森林の保全及び整備によるもの	0.0			ン	トン		
	地域産木材の利用によるもの再生可能エネルギーを利用した電力又	0.0	トン	<u> </u>	ン	トン		
	は熱の供給によるもの	3. 7	トン	ŀ	ン	トン		
	グリーン電力証書等の購入によるもの	0.0	トン	ŀ	ン	トン		
	温室効果ガス排出量の削減又は吸収の 量の購入によるもの	0.0	トン	ŀ	ン	トン		
LUCAD SPIRES VI. 1 Sec.	合 計	5. 6	トン	0.0 ト	ン	0.0 トン		
地球温暖化対策に 資する社会貢献活 動	・店頭募金において、森林保全に関す ・平成24年度第1回カーボン・オフセ			、緑化活動に	使われ	ている。		
特 記 事 項	・平成26年度より、京都市内6店舗において、太陽光発電設備による再生可能エネルギー (電力) の供給を行う等の措置により、温室効果ガスの排出の抑制を図る取り組みを推進している。							

- 注 1 該当する□には、レ印を記入してください。特定事業者以外で自主参加される事業者の方は、レ印の記入は不要です。
 2 「細分類番号」とは、統計法第2条第9項に規定する統計基準である日本標準産業分類の細分類番号をいいます。
 3 「基準年度」とは、計画期間の前年度又は計画期間の前の三年度の事業活動に伴う排出の量又は原単位の数値の平均をいいます。
 4 「増減率」とは、基準年度と比較した計画期間の平均の増加又は減少の割合をいいます。